

VI 日本看護協会の調査結果より

資料1 「変革期における看護管理の課題に関する調査」(速報)より

1) 調査の概要

この調査は医療供給体制の変革期にあたって、病院の看護管理者がこれからの看護管理上の課題をどのように認識し、取り組んでいるかを把握し、本会活動のあり方を検討する上での基礎資料とすることを目的に行われた。

調査の時期は1996年11月、調査対象は本会会員が勤務する全病院の看護管理者(看護部長またはそれに代わる職名の者)6,241人。調査票を郵送し、自分で記入してもらう方法をとった。有効回収数は2,977(回収率47.7%)。

なお、この調査結果全体の報告書は1997年秋に刊行の予定であるが、それに先立ち夜勤に関する項目のみここに速報値を掲載することとした。

2) 調査結果の概要

病棟看護職員の夜勤体制は、3交代が60.3%、2交代が35.3%、変則3交代が8.7%、当直が4.3%と多様化している。1割弱の病院は異なる夜勤体制を併存させている(表1)。

看護補助者(介護職員)が夜勤についている病院は3割を超えており、その場合2交代が主流である(表2)。

病院の設置主体別にみると、看護職員については国、自治体、公的(日赤、済生会、厚生連など)では3交代が8割以上であるのに対し、医療法人・個人では、2交代が過半数を占めている。また、医療法人・個人では、過半数の病院で看護補助者が夜勤についている(表3)。

新看護の届け出をしている一般病棟を有する病院について、算定している看護料別にみると、患者対看護職員数が多い病院ほど3交代をとる比率が高く、少ない病院ほど2交代をとる比率が高い。また、看護職員が多い病院ほど看護補助者は夜勤をしていない比率が高い。2対1看護、2.5対1看護では、看護職員のみによる3交代が主流であり、3.5対1看護、4対1看護では、看護補助者も夜勤要員に組み込んだ2交代が主流となっている(表3)。

病院の性格による違いをみると、「主に老人を対象とする病院」では、看護職員の夜勤は2交代が66.7%であり、看護補助者が夜勤要員に組み込まれている比率は8割を超える。他方、「高度・専門医療を目的とした病院」、あるいは「大学病院もしくは特定機能病院」でも看護職員の夜勤体制は多様化

しており、3割弱が2交代、1割前後が変則3交代をとっている(表4)。

夜勤時の休憩については、夜勤時の看護職員用休憩室を「特に設けていない」病院が12.6%ある。所定の休憩時間は休憩がとれるよう配慮すべきことはいうまでもないが、休憩をとれないときの扱いを「時間外勤務扱いとはしていない」病院が62.2%ある。特に2交代制、変則3交代制などの長時間夜勤の導入に際しては、これらの改善が必要となろう(表5,6)。

夜勤時間についてみると、変則3交代の場合、平均で拘束時間11.2時間、休憩時間1.6時間、実働時間9.6時間。2交代制の場合、平均で拘束時間16.1時間、休憩時間2.4時間、実働時間13.7時間である(表7~12)。

2交代制または変則3交代制を導入している病院は、その導入にあたって「夜勤時間帯の業務の整理・改善」を58.7%、「夜勤手当の増額」を39.1%、「所定労働時間の短縮」を11.3%の病院が行っている(表13)。

2交代制または変則3交代制を導入した結果を、看護部長は概して肯定的に評価している。「夜中の出退勤に伴う危険の減少」53.7%、「看護職員の余暇時間の増加」49.1%、「申し送り時間の減少」42.3%、「看護職員の連続休暇の増加」40.8%、「患者の安心感の増加」40.4%などである。看護職員の慢性的疲労が「減少した」が24.9%に対し、「増加した」は7.5%である。「看護職員の明け方の判断力低下」というマイナス評価は17.4%である(表14)。

夜勤についている看護スタッフの評価について、2交代制または変則3交代制を導入している病院の看護部長の49.0%が「概して好評」、26.8%が「賛否両論がある」と回答している。「概して不評」との回答は0.5%にすぎない(表15)。

夜勤体制の多様化および看護補助者(介護職員)が夜勤につくことが多くなったという実態を踏まえ、1996年の診療報酬改定で看護料への「夜間勤務等看護加算」の算定方法が大幅に変わった。診療報酬改定直前の1996年3月にこの加算を算定していたのは46.2%、調査時である1996年11月現在で55.9%と、算定している病院の比率が増加している(表16,17)。「夜間勤務等看護加算」算定のために「夜勤可能な看護職員の増員」(28.2%)、「早出・遅出勤務を導入または増やす」(15.1%)、「夜勤人数を増やす」(13.3%)などの対策をとった病院もある(表18)。

「夜間勤務等看護加算」の算定要件として「週所定労働時間が40時間以内であること(従業員300人以下の病院は1997年3月までは42時間以内)」が明示されている。これは労働基準法が週40時間以内(従業員300人以下の病院の場合、1997年3月までは44時間以内という猶予措置が認められている)を打ち出したことを踏まえ、週40時間以内への移行を促す意味があった。今回の調査では、40時間を超える病院は14.9%であった(表19)。

なお、勤務体制の多様化に伴い、他の職員より週労働時間の短い夜勤専従者をパート扱いではなく正職員とするなど、就業規則などで複数の所定労働時間を定めている場合がある。そのような病院は、今回の調査では10.3%であった(表20)。

3) 設問と回答

問9 病棟夜勤体制

(1) 病棟看護職員および看護補助者(介護職員)の夜勤体制

※該当するものすべてに○をつけてください。

表1 病棟看護職員 (%)

総 数	2,977 (100.0)
3 交代	1,795 (60.3)
変則3交代	259 (8.7)
2 交代	1,051 (35.3)
当 直	128 (4.3)
無 回 答	29 (1.0)

表2 病棟看護補助者 (%)

総 数	2,977 (100.0)
3 交代	188 (6.3)
変則3交代	90 (3.0)
2 交代	741 (24.9)
当 直	82 (2.8)
夜勤はしていない	1,623 (54.5)
病棟に看護補助者はいない	111 (3.7)
無 回 答	187 (6.3)

表 3

(%)

	総 数	問 9(1)病棟看護職員の夜勤体制					問 9(1)病棟看護補助者の夜勤体制							
		3 交 代	変 則 3 交 代	2 交 代	当 直	無 回 答	3 交 代	変 則 3 交 代	2 交 代	当 直	な い 夜 勤 は し て い	病 棟 に 看 護 補 助 者 は い な い	無 回 答	
病院 の 設 置 主 体	国	221 (100.0)	183 (82.8)	31 (14.0)	16 (7.2)	— (—)	3 (1.4)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	182 (82.4)	19 (8.6)	20 (9.0)
	自治体	581 (100.0)	493 (84.9)	24 (4.1)	78 (13.4)	20 (3.4)	4 (0.7)	18 (3.1)	4 (0.7)	36 (6.2)	2 (0.3)	408 (70.2)	57 (9.8)	56 (9.6)
	公 的	203 (100.0)	172 (84.7)	18 (8.9)	27 (13.3)	9 (4.4)	1 (0.5)	6 (3.0)	2 (1.0)	9 (4.4)	1 (0.5)	171 (84.2)	4 (2.0)	10 (4.9)
	社会保険団体	107 (100.0)	81 (75.7)	8 (7.5)	16 (15.0)	2 (1.9)	3 (2.8)	— (—)	— (—)	1 (0.9)	— (—)	91 (85.0)	1 (0.9)	14 (13.1)
	医療法人・個人	1,482 (100.0)	602 (40.6)	132 (8.9)	810 (54.7)	81 (5.5)	15 (1.0)	131 (8.8)	73 (4.9)	634 (42.8)	74 (5.0)	528 (35.6)	14 (0.9)	69 (4.7)
	学校法人・その他	332 (100.0)	233 (70.2)	40 (12.0)	91 (27.4)	12 (3.6)	1 (0.3)	32 (9.6)	9 (2.7)	48 (14.5)	4 (1.2)	217 (65.4)	14 (4.2)	12 (3.6)
*算 定 し て い る 看 護 料	2 対 1 看護	543 (100.0)	470 (86.6)	48 (8.8)	73 (13.4)	19 (3.5)	5 (0.9)	13 (2.4)	7 (1.3)	10 (1.8)	2 (0.4)	397 (73.1)	59 (10.9)	56 (10.3)
	2.5対1 看護	641 (100.0)	495 (77.2)	71 (11.1)	126 (19.7)	20 (3.1)	8 (1.2)	18 (2.8)	7 (1.1)	67 (10.5)	3 (0.5)	509 (79.4)	12 (1.9)	31 (4.8)
	3 対 1 看護	826 (100.0)	464 (56.2)	73 (8.8)	339 (41.0)	23 (2.8)	5 (0.6)	62 (7.5)	35 (4.2)	237 (28.7)	25 (3.0)	432 (52.3)	11 (1.3)	42 (5.1)
	3.5対1 看護	132 (100.0)	26 (19.7)	8 (6.1)	100 (75.8)	4 (3.0)	1 (0.8)	4 (3.0)	2 (1.5)	75 (56.8)	3 (2.3)	46 (34.8)	1 (0.8)	2 (1.5)
	4 対 1 看護	106 (100.0)	9 (8.5)	6 (5.7)	87 (82.1)	5 (4.7)	1 (0.9)	2 (1.9)	4 (3.8)	66 (62.3)	5 (4.7)	24 (22.6)	1 (0.9)	6 (5.7)
	5 対 1 看護	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (66.7)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (33.3)	— (—)	— (—)
	6 対 1 看護	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

*新看護の届出をしている一般病床を有する病院のみ

表 4

(%)

	総 数	問 9 (1) 病棟看護職員の夜勤体制					問 9 (1) 病棟看護補助者の夜勤体制							
		3 交 代	変 則 3 交 代	2 交 代	当 直	無 回 答	3 交 代	変 則 3 交 代	2 交 代	当 直	な い 夜 勤 は し て い ない	助 病 棟 は い な い に 看 護 補 助	無 回 答	
対象患者からみた病院の特徴	精神病院	239 (100.0)	135 (56.5)	20 (8.4)	87 (36.4)	10 (4.2)	1 (0.4)	64 (26.8)	15 (6.3)	75 (31.4)	10 (4.2)	61 (25.5)	5 (2.1)	18 (7.5)
	結核またはらい療養所	21 (100.0)	18 (85.7)	1 (4.8)	2 (9.5)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (9.5)	— (—)	18 (85.7)	— (—)	1 (4.8)
	主に老人を対象とする病院	327 (100.0)	80 (24.5)	19 (5.8)	218 (66.7)	29 (8.9)	4 (1.2)	33 (10.1)	15 (4.6)	212 (64.8)	23 (7.0)	36 (11.0)	2 (0.6)	12 (3.7)
	主に障害児(者)や難病患者を対象とする病院	35 (100.0)	29 (82.9)	4 (11.4)	3 (8.6)	— (—)	— (—)	1 (2.9)	2 (5.7)	4 (11.4)	— (—)	28 (80.0)	1 (2.9)	— (—)
	その他の患者を主な対象とする病院	183 (100.0)	98 (53.6)	18 (9.8)	80 (43.7)	7 (3.8)	1 (0.5)	10 (5.5)	7 (3.8)	45 (24.6)	4 (2.2)	95 (51.9)	15 (8.2)	11 (6.0)
	一般病院	2,161 (100.0)	1,430 (66.2)	194 (9.0)	658 (30.4)	81 (3.7)	23 (1.1)	80 (3.7)	50 (2.3)	401 (18.6)	44 (2.0)	1,378 (63.8)	88 (4.1)	145 (6.7)
病院機能の特徴	単科を中心とした専門病院	809 (100.0)	394 (48.7)	55 (6.8)	373 (46.1)	33 (4.1)	10 (1.2)	87 (10.8)	31 (3.8)	262 (32.4)	30 (3.7)	345 (42.6)	20 (2.5)	49 (6.1)
	高度・専門医療を目的とした病院	196 (100.0)	143 (73.0)	21 (10.7)	56 (28.6)	5 (2.6)	— (—)	8 (4.1)	4 (2.0)	37 (18.9)	7 (3.6)	126 (64.3)	6 (3.1)	13 (6.6)
	総合病院	883 (100.0)	739 (83.7)	80 (9.1)	123 (13.9)	36 (4.1)	10 (1.1)	28 (3.2)	13 (1.5)	63 (7.1)	8 (0.9)	655 (74.2)	54 (6.1)	67 (7.6)
	在宅療養者支援を中心に行っている病院	122 (100.0)	49 (40.2)	14 (11.5)	61 (50.0)	6 (4.9)	— (—)	8 (6.6)	9 (7.4)	53 (43.4)	5 (4.1)	42 (34.4)	1 (0.8)	4 (3.3)
	リハビリ専門病院	77 (100.0)	30 (39.0)	10 (13.0)	37 (48.1)	5 (6.5)	— (—)	8 (10.4)	5 (6.5)	34 (44.2)	6 (7.8)	25 (32.5)	1 (1.3)	1 (1.3)
	大学病院、もしくは特定機能病院	99 (100.0)	79 (79.8)	8 (8.1)	28 (28.3)	— (—)	2 (2.0)	1 (1.0)	1 (1.0)	2 (2.0)	— (—)	79 (79.8)	7 (7.1)	9 (9.1)
	その他	709 (100.0)	326 (46.0)	62 (8.7)	338 (47.7)	34 (4.8)	7 (1.0)	40 (5.6)	22 (3.1)	264 (37.2)	20 (2.8)	317 (44.7)	20 (2.8)	39 (5.5)

(2) 夜勤時の看護職員用休憩室の設置状況

表 5 (%)

総 数	2,977 (100.0)
病棟内に設けている	2,304 (77.4)
病棟外に設けている	302 (10.1)
特に設けていない	376 (12.6)
無 回 答	39 (1.3)

(3) 所定の休憩時間に休憩をとれないとき、時間外(超過)勤務扱いとしていますか。

表 6 (%)

総 数	2,977 (100.0)
時間外勤務扱いとしている	1,006 (33.8)
時間外勤務扱いとはしていない	1,853 (62.2)
無 回 答	118 (4.0)

問10 長時間夜勤への対応

※この問いは、変則3交代制または2交代制(夜勤が1回10時間~16時間におよぶ体制)をとる病院が
お答えください。

(1) 夜勤帯の実働時間と休憩時間

変則3交代の深夜勤：拘束□時間＝休憩□時間＋実働□時間

2交代の夜勤： 拘束□時間＝休憩□時間＋実働□時間

表 7 変則3交代の深夜勤：拘束時間 (%)

総 数	295 (100.0)
10時間未満	28 (9.5)
10~11時間未満	51 (17.3)
11~12時間未満	78 (26.4)
12~14時間未満	54 (18.3)
14~16時間未満	5 (1.7)
16時間以上	12 (4.1)
無 回 答	67 (22.7)

*平均11.2時間

表 8 変則3交代の深夜勤：休憩時間 (%)

総 数	295 (100.0)
1時間未満	4 (1.4)
1時間	91 (30.8)
1時間超2時間未満	27 (9.2)
2~3時間未満	92 (31.2)
3~4時間未満	9 (3.1)
4時間以上	5 (1.7)
無 回 答	67 (22.7)

*平均1.6時間

付 交代制勤務の現状と課題 (資料集)

表9 変則3交代の深夜勤：実働時間 (%)

総 数	295 (100.0)
8時間未満	22 (7.5)
8～9時間未満	45 (15.3)
9～10時間未満	51 (17.3)
10～12時間未満	88 (29.8)
12時間以上	22 (7.5)
無 回 答	67 (22.7)

*平均9.6時間

表10 2交代夜勤：拘束時間 (%)

総 数	1,147 (100.0)
16時間未満	69 (6.0)
16時間	586 (51.1)
16時間超18時間未満	321 (28.0)
18時間以上	12 (1.0)
無 回 答	159 (13.9)

*平均16.1時間

表11 2交代夜勤：休憩時間 (%)

総 数	1,147 (100.0)
1時間未満	5 (0.4)
1～2時間未満	155 (13.5)
2時間	514 (44.8)
2時間超3時間未満	52 (4.5)
3～4時間未満	170 (14.8)
4時間以上	92 (8.0)
無 回 答	159 (13.9)

*平均2.4時間

表12 2交代夜勤：実働時間 (%)

総 数	1,147 (100.0)
13時間未満	135 (11.8)
13～14時間未満	159 (13.9)
14時間	397 (34.6)
14時間超15時間未満	93 (8.1)
15時間以上	204 (17.8)
無 回 答	159 (13.9)

*平均13.7時間

(2) 変則3交代制または2交代制導入にあたって、改善や工夫をされましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

表13 (%)

総 数	1,382 (100.0)
夜勤手当の増額	541 (39.1)
所定労働時間の短縮	156 (11.3)
夜勤時間帯の業務の整理・改善	811 (58.7)
そ の 他	111 (8.0)
特 に ない	118 (8.5)
無 回 答	230 (16.6)

- (3) 変則3交代制または2交代制の導入結果を看護部長としてどのように評価していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

表14 (%)

総 数	1,382 (100.0)
申し送り時間の減少	585 (42.3)
患者の安心感の増加	559 (40.4)
看護職員の明け方の判断力低下	240 (17.4)
看護職員の慢性的疲労の減少	344 (24.9)
看護職員の慢性的疲労の増加	103 (7.5)
看護職員の余暇時間の増加	678 (49.1)
看護職員の連続休暇の増加	564 (40.8)
看護職員の超過勤務の減少	351 (25.4)
夜中に出退勤にともなう危険の減少	742 (53.7)
病院の出費(夜勤手当・タクシー代など)の減少	176 (12.7)
病院の出費の増加	57 (4.1)
そ の 他	110 (8.0)
無 回 答	224 (16.2)

- (4) 夜勤についている看護スタッフの評価はどうですか。

表15 (%)

総 数	1,382 (100.0)
概して好評	677 (49.0)
概して不評	7 (0.5)
賛否両論がある	370 (26.8)
特に意見がない	167 (12.1)
無 回 答	161 (11.6)

問11 夜間勤務等看護加算の算定

- (1) 今年(1996年)の3月時点(診療報酬改定直前)で、「夜間勤務等看護加算」を算定していましたか。

表16 (%)

総 数	2,977 (100.0)
算定していた	1,374 (46.2)
算定していなかった	1,437 (48.3)
無 回 答	166 (5.6)

(2) 現在「夜間勤務等看護加算」を算定していますか。

表17 (%)

総 数	2,977 (100.0)
算定している	1,665 (55.9)
算定していない	1,112 (37.4)
届出後受理の回答待ち	12 (0.4)
無 回 答	188 (6.3)

(3) 「夜間勤務等看護加算」を算定するために、今年(1996年)3月以降次のような対策をとりましたか。

該当するものすべてに○をつけてください。

※一部の看護単位についてのみ該当する場合も「該当する」とみなします。

表18 (%)

総 数	1,665 (100.0)
当直制から交代制勤務に変更	24 (1.4)
夜勤体制を変更	43 (2.6)
勤務時間等を変更	81 (4.9)
夜勤可能な看護職員の増員	470 (28.2)
看護補助者・介護職員を含む夜勤体制とする	153 (9.2)
夜勤人数を増やす	221 (13.3)
夜勤人数を減らす	27 (1.6)
早出・遅出勤務を導入または増やす	251 (15.1)
早出・遅出勤務を廃止または一部を削減	109 (6.5)
夜勤専従看護職員の導入または増員	131 (7.9)
従来夜勤をしていなかった中間管理者などに少数回の夜勤をさせる	182 (10.9)
病棟と病棟以外の部署(外来など)との兼務の廃止または一部を削減	34 (2.0)
看護単位の規模の縮小	42 (2.5)
看護単位の規模の拡大	9 (0.5)
小規模の結核・療養病棟を一般病棟と合わせた単位として届出	17 (1.0)
特に何もしなかった	643 (38.6)
そ の 他	99 (5.9)
無 回 答	104 (6.2)

問 8 所定労働時間

(1) 常勤の看護職員の週所定労働時間

週 時間 分

表19 (%)

総 数	2,977 (100.0)
36時間未満	51 (1.7)
36時間以上38時間以下	385 (12.9)
38時間超40時間未満	549 (18.4)
40時間	1,457 (48.9)
40時間超42時間以下	272 (9.1)
42時間超44時間以下	154 (5.2)
44時間超	17 (0.6)
無回答	92 (3.1)

(2) 貴院では、常勤の看護職員の所定労働時間はすべて同じですか。それとも次の例のように就業規則などで複数の所定労働時間を定めていますか。

例：常勤看護職員Aコースの所定労働時間は週40時間、Bコースは週32時間で、それぞれに給与・有給休暇・退職金などが規定されている。A・Bいずれもいわゆる正職員で、原則として雇用期間の定め（6カ月・1年など）のある臨時職員・パートタイマーとは違う位置づけである。

表20 (%)

総 数	2,977 (100.0)
所定労働時間はすべて同じ	2,464 (82.8)
複数の所定労働時間を定めている	306 (10.3)
無 回 答	207 (7.0)

資料2 「看護職員実態調査」より

図 夜勤回数 (3交代・変則3交代に従事する非管理職の正職員)

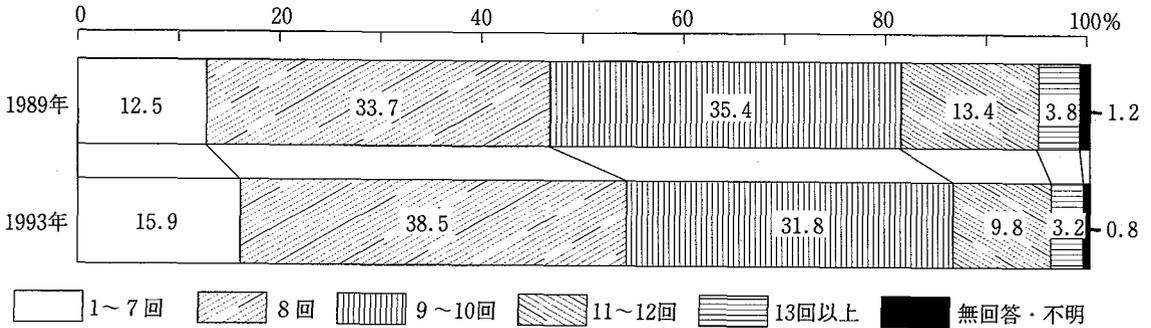


表 病院の設置主体・夜勤回数 (病院勤務正職員・3交代または変則3交代勤務・非管理職) 1993年

	計	1~7回	8回	9~10回	11~12回	13回以上	無回答・不明	平均回数
計	2,508 (100.0)	400 (15.9)	965 (38.5)	798 (31.8)	246 (9.8)	80 (3.2)	19 (0.8)	8.7
国 (厚生省)	251 (100.0)	27 (10.8)	123 (49.0)	94 (37.5)	4 (1.6)	1 (0.4)	2 (0.8)	8.4
国 (文部省)	105 (100.0)	17 (16.2)	27 (25.7)	41 (39.0)	15 (14.3)	4 (3.8)	1 (1.0)	8.9
国 (その他)	44 (100.0)	8 (18.2)	18 (40.9)	13 (29.5)	4 (9.1)	1 (2.3)	— (—)	8.4
都道府県	349 (100.0)	74 (21.2)	177 (50.7)	77 (22.1)	16 (4.6)	2 (0.6)	3 (0.9)	8.2
市町村	526 (100.0)	86 (16.3)	234 (44.5)	168 (31.9)	31 (5.9)	3 (0.6)	4 (0.8)	8.4
日赤	169 (100.0)	27 (16.0)	64 (37.9)	59 (34.9)	17 (10.1)	1 (0.6)	1 (0.6)	8.6
厚生連・北海道社会事業協会・ 国保連合会・済生会	167 (100.0)	22 (13.2)	75 (44.9)	48 (28.7)	18 (10.8)	4 (2.4)	— (—)	8.7
厚生団・船員保険会・健保連・ 国保組合・共済組合・全国社会 保険連合	181 (100.0)	35 (19.3)	59 (32.6)	56 (30.9)	24 (13.3)	7 (3.9)	— (—)	8.8
学校法人	133 (100.0)	30 (22.6)	27 (20.3)	44 (33.1)	21 (15.8)	11 (8.3)	— (—)	9.0
医療法人・個人	378 (100.0)	49 (13.0)	97 (25.7)	124 (32.8)	69 (18.3)	33 (8.7)	6 (1.6)	9.5
会社・公益法人・その他の法人	188 (100.0)	21 (11.2)	59 (31.4)	71 (37.8)	25 (13.3)	11 (5.9)	1 (0.5)	9.2
無回答・不明	17 (100.0)	4 (23.5)	5 (29.4)	3 (17.6)	2 (11.8)	2 (11.8)	1 (5.9)	8.9